

第8章 文化財の防災・防火・防犯

1 災害等の履歴

ここでは、災害、火災、盗難等を、災害等と総称して過去の履歴を述べます。

市域の雁屋遺跡で弥生時代後期後半以降の南海地震による痕跡が、城遺跡で弥生時代から奈良時代の間に動いた生駒断層の痕跡が、讃良郡条里遺跡で古墳時代後期の洪水痕跡が確認されています。

天明6年（1786）の豪雨は詳しい記録が残り、権現川流域の豪雨災害が山地から裾部へと順に被害が拡大する様子が判明しています。明治18年（1885）淀川洪水は葦屋まで浸水が広がり、『浸水日誌』として記録が残されました。四條畷神社境内に、この洪水を受け淀川治水事業の実現に尽力し、治水翁と呼ばれた大橋房太郎の顕彰碑が建っています。

昭和9年（1934）の室戸台風で旧制府立四條畷中学校の講堂が倒壊し、台風前から進められていた校舎建替え工事が急がれることとなりました。四條畷神社で絵馬殿が全壊し、国中神社でも境内社や鳥居が全半壊しました。忍陵神社は本殿が全壊し、翌年に社殿の新築に伴い忍岡古墳の石室（石槨）が発見される契機となりました。

昭和28年（1953）の台風第13号で、市域に甚大な被害がありました。当時、権現川、清滝川などでは、河川の水流を利用した水車による製粉業が盛んで、権現川水系に約20基、清滝川水系には約10基の水車がありましたが、この台風により壊滅的な被害を受けました。これを後世に伝えるため、権現川沿いに記念碑が昭和45年（1970）に建立されました。

昭和36年（1961）の第2室戸台風で、大正4年（1915）に旧制府立四條畷中学校生徒が植樹した四條畷神社参道松並木の多くが被害を受け、市域の金網製造企業などでは建物倒壊被害が大きく復旧見込みの立たないものがありました。



図 8-1 生駒断層



図 8-2 室戸台風による
忍陵神社の被害

昭和 47 年（1972）の集中豪雨で、飯盛山は崖崩れ、土砂崩れ、道路崩壊などがあり、飯盛城跡への登山道に被害がありました。

平成 7 年（1995）の阪神・淡路大震災は市域で震度 5 を観測し（蔭屋新町）、家屋の壁が損傷するなど 157 棟に被害がありました。

平成 30 年（2018）は大きな災害が相次いで発生しました。6 月の大阪府北部地震は市域で震度 5 弱を観測し、西征戦死招魂碑が倒壊する被害がありました。7 月の西日本豪雨は飯盛城跡の石垣が一部崩落する被害を受けました。9 月に台風第 21 号が直撃し、飯盛城跡への登山道が一部損壊し、曲輪法面の崩壊や倒木による被害がありました。



図 8-3 大阪府北部地震の被害



図 8-4 本泉寺本堂の火災

なお、昭和 40 年代には山火事が多く、飯盛城跡は何度も火災の被害を受けています。また、住吉平田神社本殿は昭和 63 年（1988）に、国中神社社務所は平成 6 年（1994）に、本泉寺本堂は令和 7 年（2025）に火災により全焼しています。

2 災害等の発生時に想定される各主体の役割と対応

上記のような台風や地震等の災害、そして火災に加え、盗難等により文化財の破損・遺棄・滅失等が想定されます。こういった事象に対して、必要となる対応を表 8-1 のとおり想定します。平常時は、これらの事象をできる限り未然に防ぐことが必要です。大規模災害の発生時には、四條畷市をはじめとした行政機関は人命救助を第一に活動しますが、一定の時間が経過した後には、他地域からの応援も含め、文化財の被害把握や復旧に向けた検討を進めることを想定します。文化財防災センターなどの外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を大阪府に要請します。その際、各主体が表 8-2 の役割を務め、連携して図 8-5 に示す体制で行動します。

『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』を参考にしながら進めていきます。

表 8-1 災害等の対応表

時点	期間	所有者および管理者 (市所有の場合四條畷市)	四條畷市	大阪府	国
平常時	—	・文化財の適切な管理と所在確認 ・防災防犯活動への協力 ・防災防犯対策の充実	・防災防犯意識の啓発活動 ・所在確認とリスク把握 ・災害対応フローの整備と周知		
災害発生時	発災当日	・人命を最優先して身の安全を確保 ・安全な場所へ避難	・来訪者・関係職員の安全確保と地域住民の人命救助 ・避難住民への対応	・情報収集	・情報収集
災害発生後	発生から3日程度まで	・文化財の被災状況を確認 ・2次被害の防止措置 ・四條畷市へ被災状況を報告（把握困難な場合も）	・市内文化財の被災状況を把握 ・必要に応じて被災文化財の一時避難など緊急対応 ・大阪府へ被災状況を報告 ・必要に応じて応援要請	・府内文化財の被災状況を把握 ・国へ被災状況を報告 ・必要に応じて緊急支援要請	・情報収集、状況分析
	発生から1週間程度まで	・市と今後の対応を協議、被災文化財 ・現地調査の受け入れ	・応援・支援の受け入れ ・現地調査の実施	・文化財被災状況集約 ・対応方針決定、応援体制検討、現地調査支援 ・支援活動受け入れ態勢整備	・緊急救済活動
	発生から1か月程度まで	・滅失・毀損・修理等の届出 ・保管に問題の生じた文化財の一時預けの検討	・被災資料が災害ゴミとして廃棄されないよう注意喚起 ・文化財の応急措置 ・保管に問題の生じた文化財の一時預かり	・国へ被災状況を報告 ・応急措置の支援	・広域支援活動
復旧時		・復旧措置の相談・準備・実施	・復旧方法の検討 ・復旧の経費算定 ・復旧に向けた所有者・管理者との調整	・復旧方法の技術的指導	・国庫補助 ・復旧への指導助言

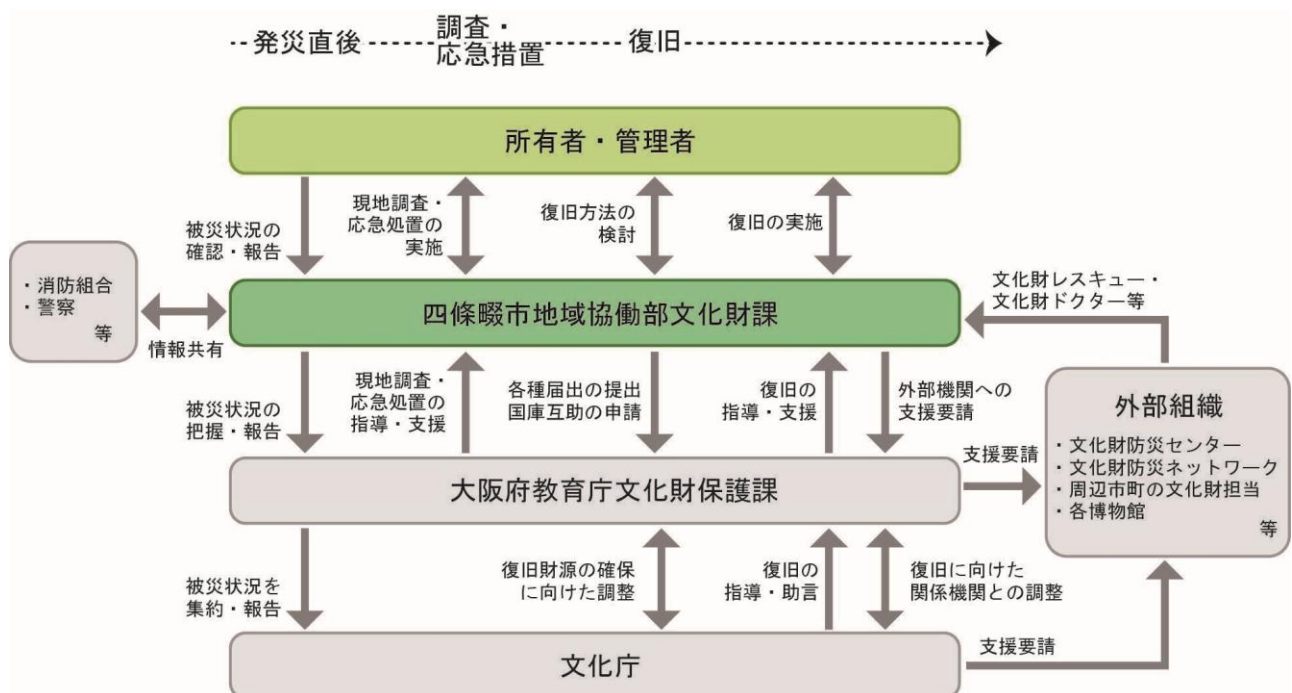


表 8-2 災害等発生時の各主体の役割

主体	役割
四條畷市	・国・府指定等文化財の被害状況確認、府へ報告する ・市指定文化財被害状況を取りまとめる ・必要に応じて文化財の応急的な保護措置を実施する ・必要に応じて近隣市や府等に応援要請を行う ・文化財所有者等に、応急的な保護措置等について助言・指導を行う ・大規模災害の場合、府を通じて文化財防災センター等の外部機関への支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣等）を要請する
大東・四條畷消防組合	・適切な文化財の取り扱いについて市と協議したうえで消火活動等を行う
警察	・文化財の滅失・き損の状況について、市と情報共有を行う
市民	・所有する文化財や、地域の文化財の被害状況を確認し、被害の状況を市へ報告する ・必要に応じて、文化財を安全な場所に避難させる等、応急的な保護措置を実施する